

(別添)

都道府県労働局雇用均等室の存続に関する要望書

去る12月8日、地方分権改革推進委員会より政府に対して「第二次勧告」が出され、都道府県労働局について、現行の組織を廃止し、ブロック機関に集約することが求められました。

都道府県労働局雇用均等室は、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等の施行機関であり、法律のもと相談援助を行い、法違反是正のため事業主を行政指導するほか、調停による紛争解決を行い、労働者、とりわけ働く女性の権利の救済を図っています。雇用均等室のこれらの業務は、法に基づく人権救済を図るものであり、国が統一的な基準のもと、責任をもって行なうべき業務です。

雇用均等室では、年間約9万件の相談を受け付けており、600件以上の個別紛争の解決を援助しています。また、法違反に対する指導も1万5千件余り行い、その9割が是正されるなど、働く者の権利の確保と法に沿った雇用管理の実現に大きく貢献してきました。

都道府県労働局を廃止しブロック化し、雇用均等室が地方ブロック単位に統合されてしまうと、労働者にとっては身近な権利救済の機関を失い、大変な不便を強いられることとなります。事業主にとっても、法律に沿った雇用管理制度の導入や個別の労使紛争の解決についての相談が気軽にできなくなり、行政のきめ細かな支援が受けられなくなってしまいます。

特に、日本の働く女性の現状を見ると、賃金格差は男性を100として女性は66.9、管理職者に占める女性の割合はわずか9.4%と、先進各国と比べてはるかに遅れた状況にあります。第一子出産を機に退職する女性の割合も7割程度であり、子育て世帯の家計が窮屈になる一因となっています。女性が働く上で、困難に直面することがまだまだ多いなかで、そうした困難を専門的に扱う権利救済機関は大きな存在意義を持ちます。都道府県労働局雇用均等室がブロック化されてしまうと、女性労働の状況を改善するうえで著しいマイナスとなるばかりでなく、少子高齢化の見通しが一段と暗いものになりかねないと憂慮されます。

以上のことから、都道府県労働局雇用均等室については、働く女性に対する支援のとりでとして、また、仕事と両立しながらゆとりをもって次世代を育成できる社会を支える組織として、今般の国の出先機関の見直しに当たっても都道府県単位にその機能を残すこととし、これ以上組織・機能を縮小することのないよう、強く要望します。

<発起人>

赤松良子、瀧美雅子、天野恵子、有馬真喜子、岩尾壽美子、江尻美穂子
大熊由紀子、大野曜、鹿島敬、黒崎伸子、住田裕子、原ひろ子、林陽子
板東真理子、樋口恵子、樋口美雄、房野桂、古橋源六郎、目黒依子、山田昌弘

別紙要望書の趣旨に賛同いたします。

平成21年 月 日

住所： _____

氏名： _____

職業： _____

連絡先： _____

